

# 都市計画道路 寝屋川大東線 事業概要説明会

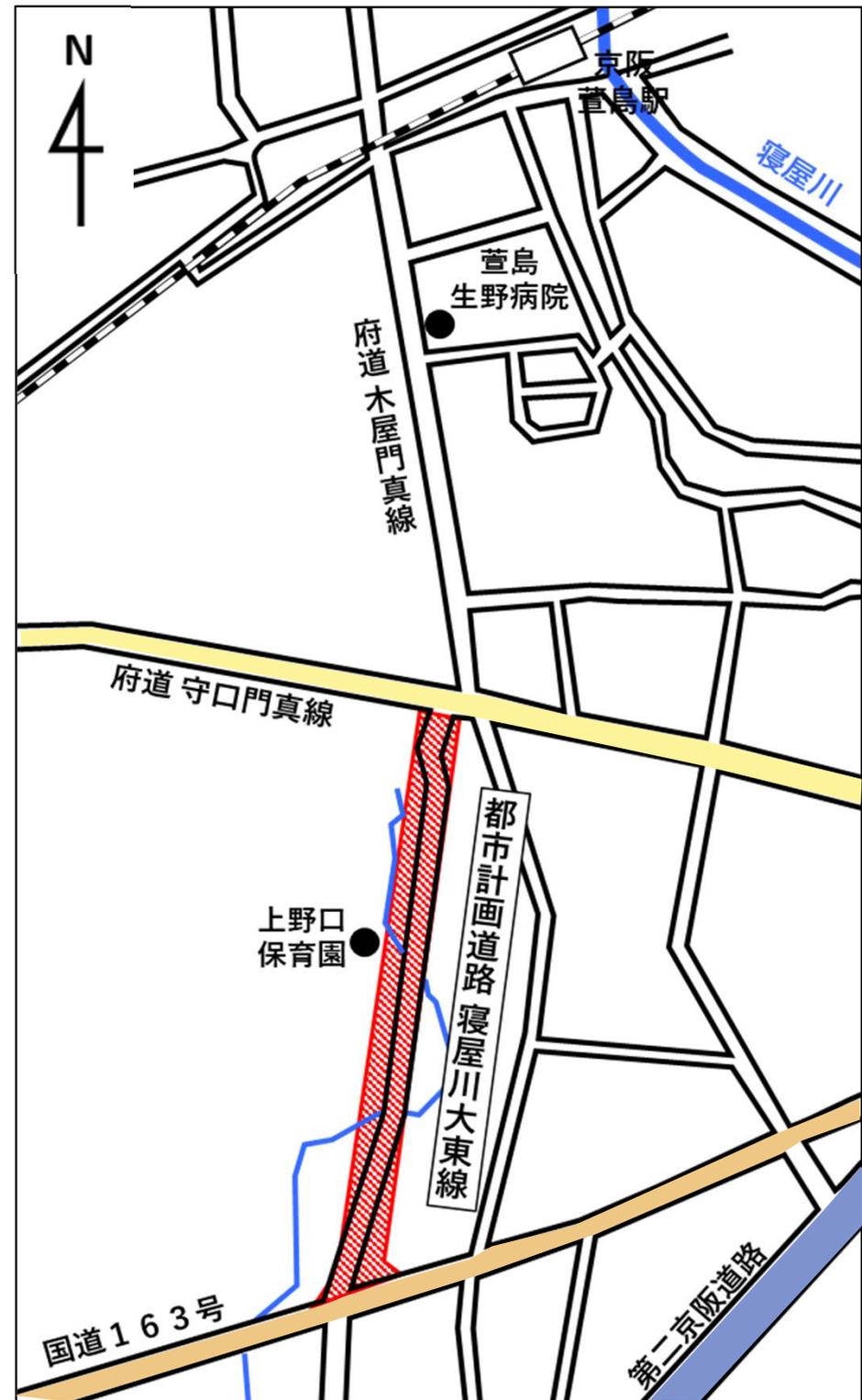
令和5年7月  
大阪府枚方土木事務所



## 2. 事業概要

### (1) 事業の必要性

- ① 広域的な幹線道路  
ネットワークの形成、  
防災機能の強化
- ② 交通渋滞の解消  
交通安全の確保



## (2) 事業認可の概要 (1/2)

### 【告示】

令和5年4月14日 (近畿地方整備局 告示第95号)

令和5年4月26日 (大阪府 告示第554号)

### 【施行者】 大阪府

### 【都市計画事業の種類及び名称】

東部大阪都市計画道路事業

3・2・223-3号 寝屋川大東線

### 【事業地】

門真市上野口町及び下島町地内

## (2) 事業認可の概要 (2/2)

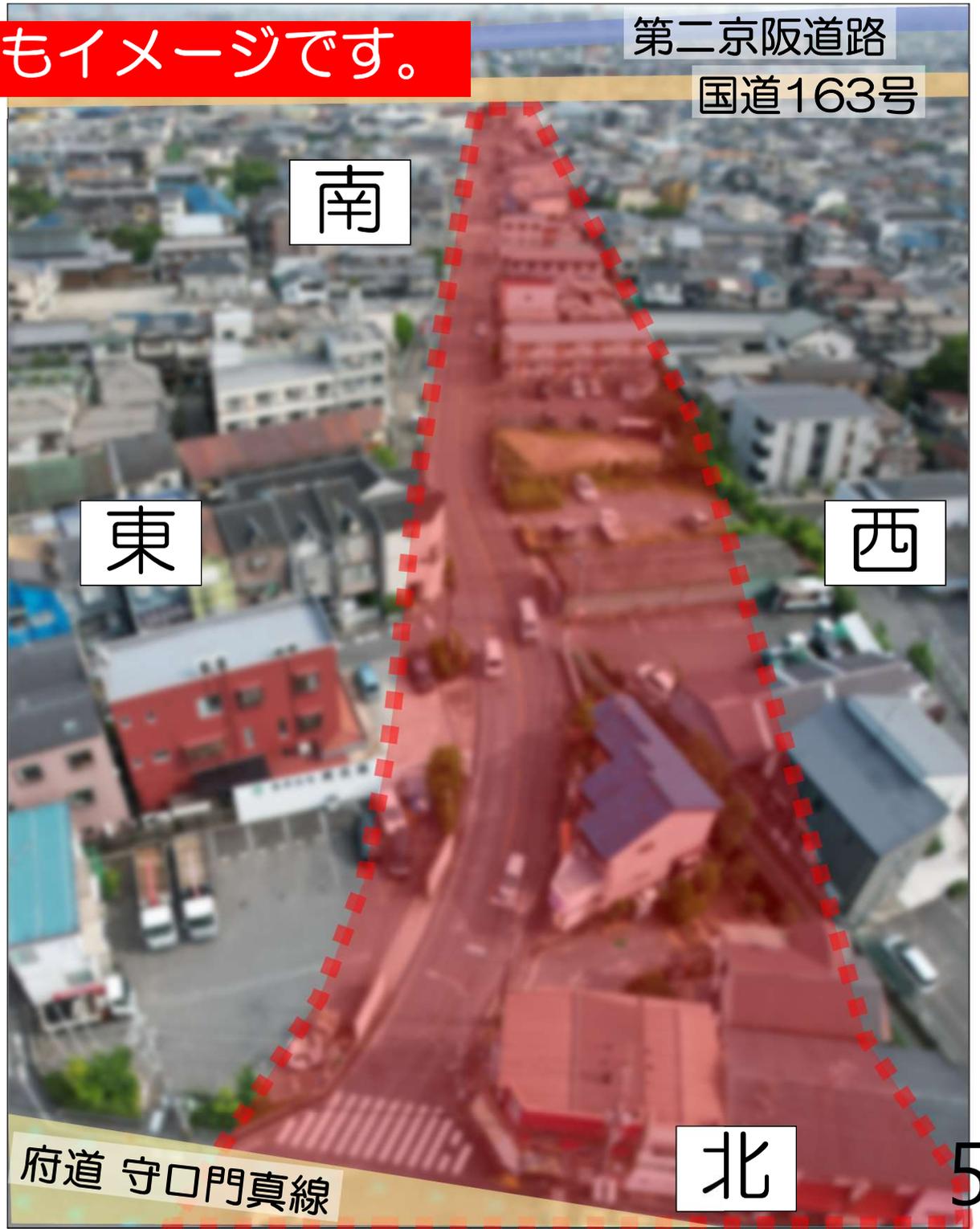
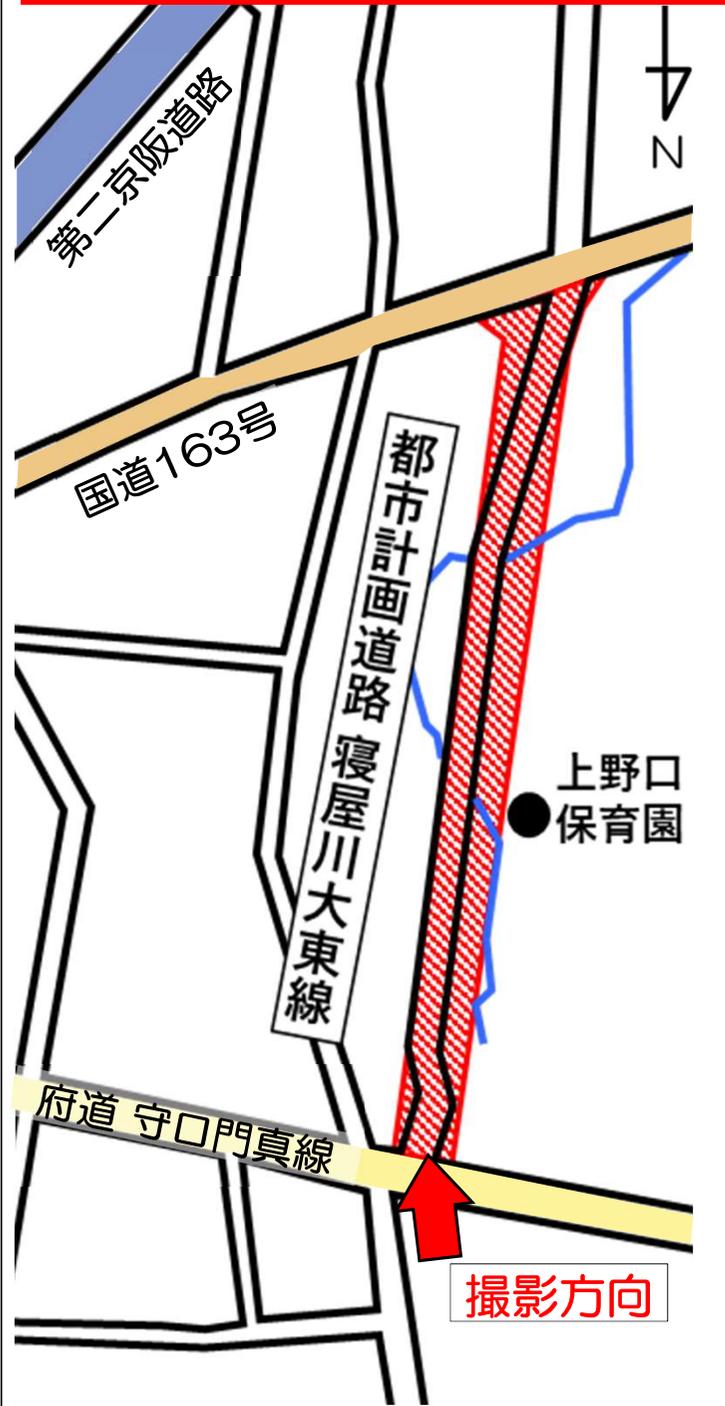
### 【事業概要 (道路諸元)】

- ◆道路延長：515 m
- ◆道路規格：第4種 第1級
- ◆設計速度：60 km/h
- ◆道路幅員：32 m
- ◆車線数：4車線 (片側2車線)

### 【事業期間】

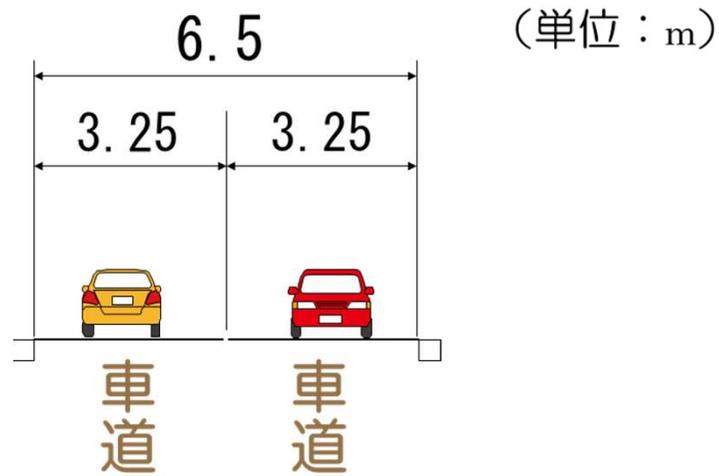
令和5年4月14日～令和13年3月31日

※事業区域はあくまでもイメージです。

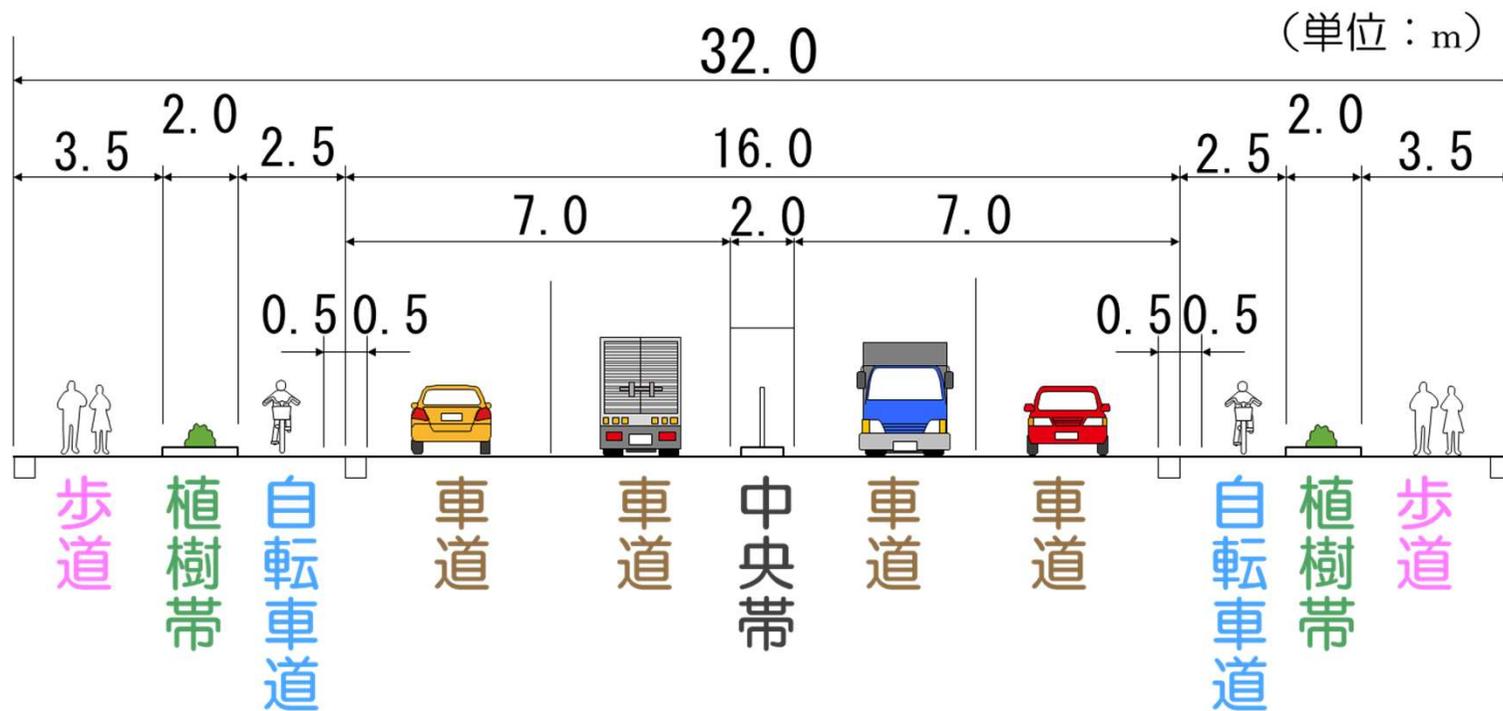


# 3. 道路の幅員構成

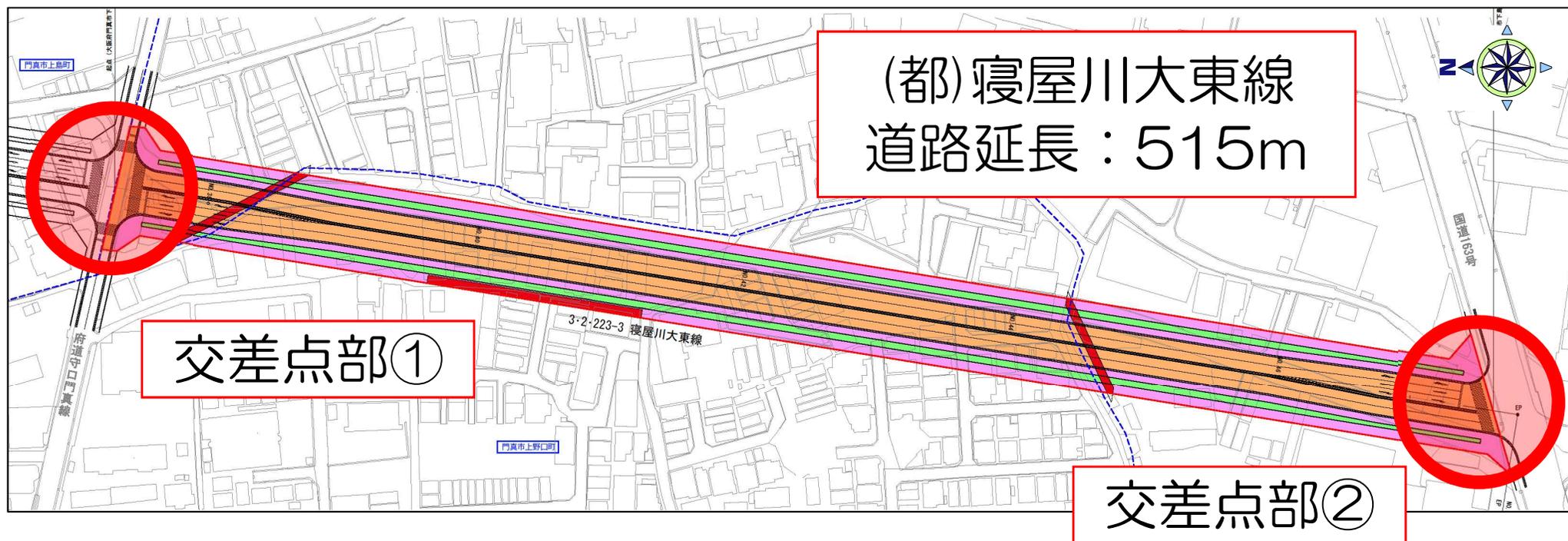
現況



計画



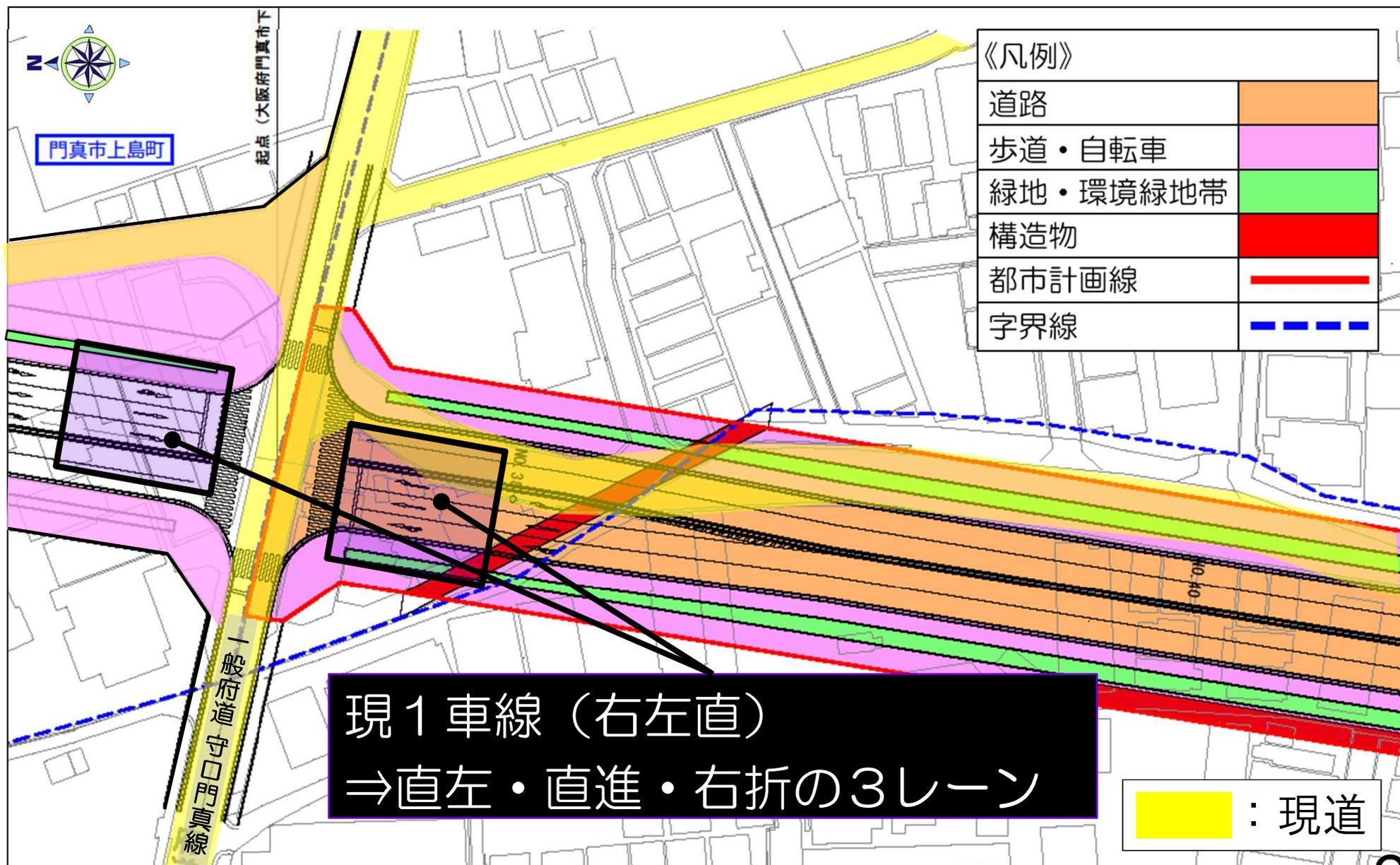
### 3. 計画平面図（交差点部）



※今後の設計及び関係機関協議  
などで交差点の構造等が変更  
する場合があります。

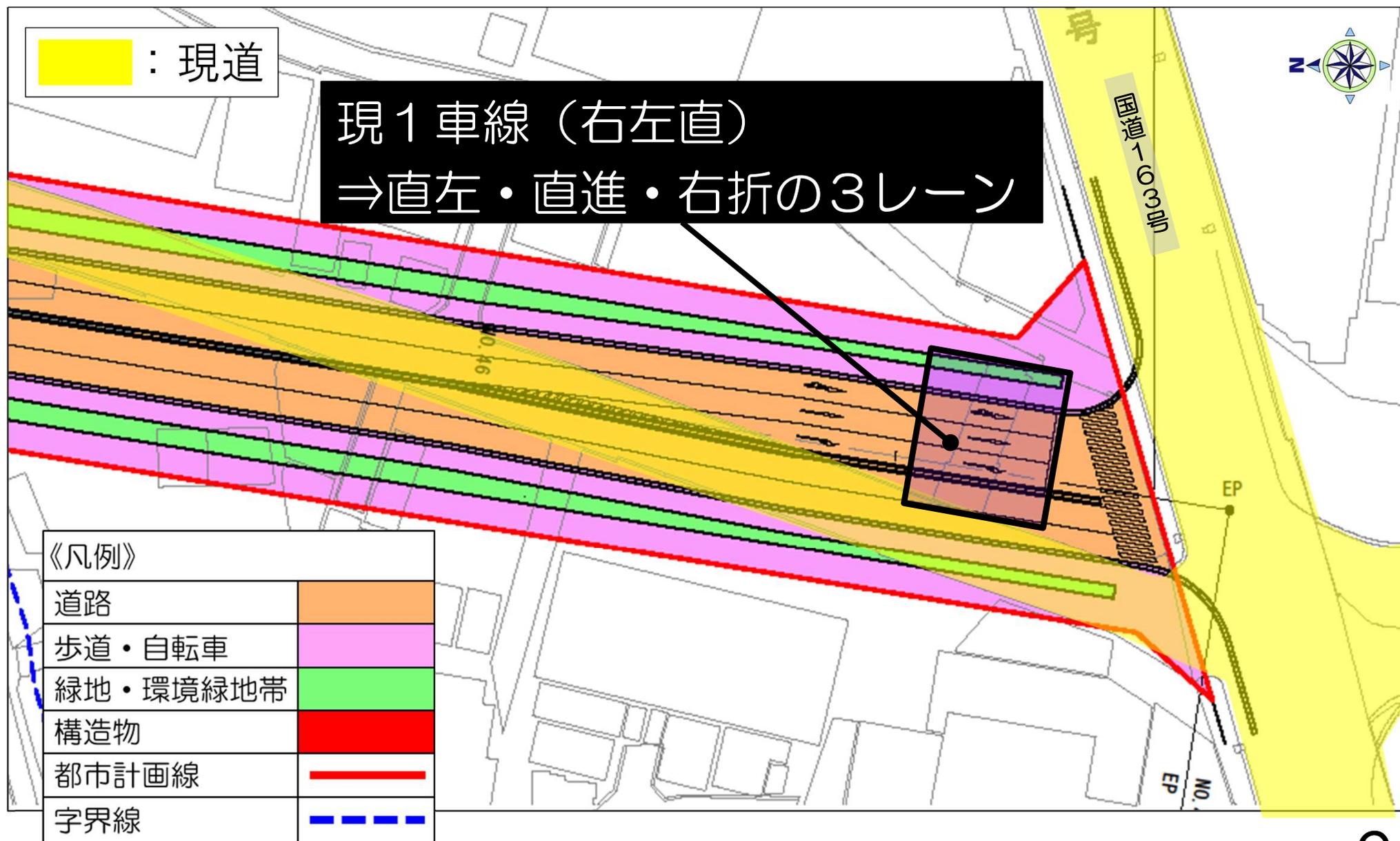
《凡例》	
道路	
歩道・自転車	
緑地・環境緑地帯	
構造物	
都市計画線	
字界線	

# 3. 計画平面図（交差点部①）



※今後の設計及び関係機関協議などで交差点の構造等が変更する場合があります。

### 3. 計画平面図（交差点部②）

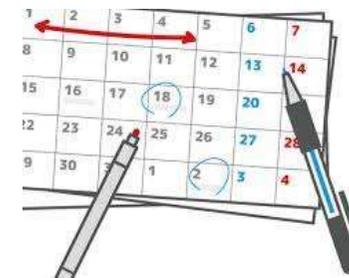


※今後の設計及び関係機関協議などで交差点の構造等が変更する場合があります。

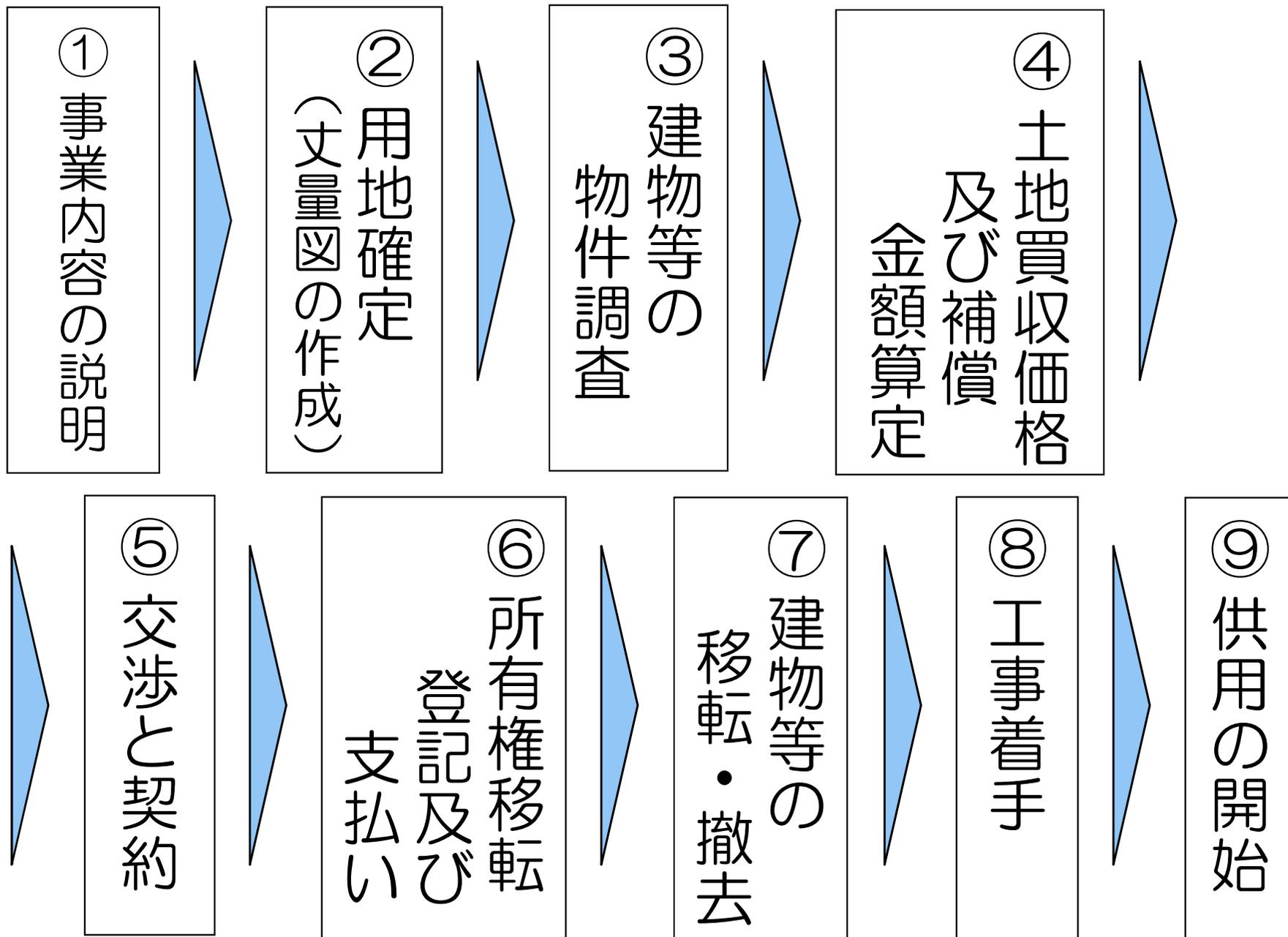
## 4. 今後のスケジュール

	令和																					
	5年		6年		7年		8年		9年		10年		11年		12年							
測量・設計	■		■		■																	
用地取得 (用地確定)			■																			
工事									■													

※今後の地権者との協議状況や関係機関協議、  
様々な要因により変更する場合がございます。

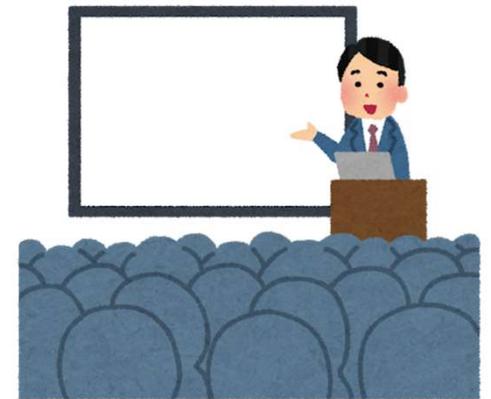


# 5. 事業の進め方



# ①事業内容の説明

権利者の皆様に、事業の目的や事業計画の内容、工程及び用地取得などについて、また、事業地に係る法令上の各種制限についてご説明をいたします。



①

事業内容説明

②

用地確定  
(丈量図の作成)

③

建物等の  
物件調査

④

土地買収価格及び  
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記  
及び支払い

⑦

建物等の  
移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

## ②用地確定（丈量図の作成）

取得させていただく土地の区域や面積を確定するために、関係者の皆様に現地での立ち会いにご協力いただき、丈量図を作成いたします。



①

事業内容説明

②

用地確定  
(丈量図の作成)

③

建物等の  
物件調査

④

土地買収価格及び  
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記  
及び支払い

⑦

建物等の  
移転・撤去

⑧

工事着手

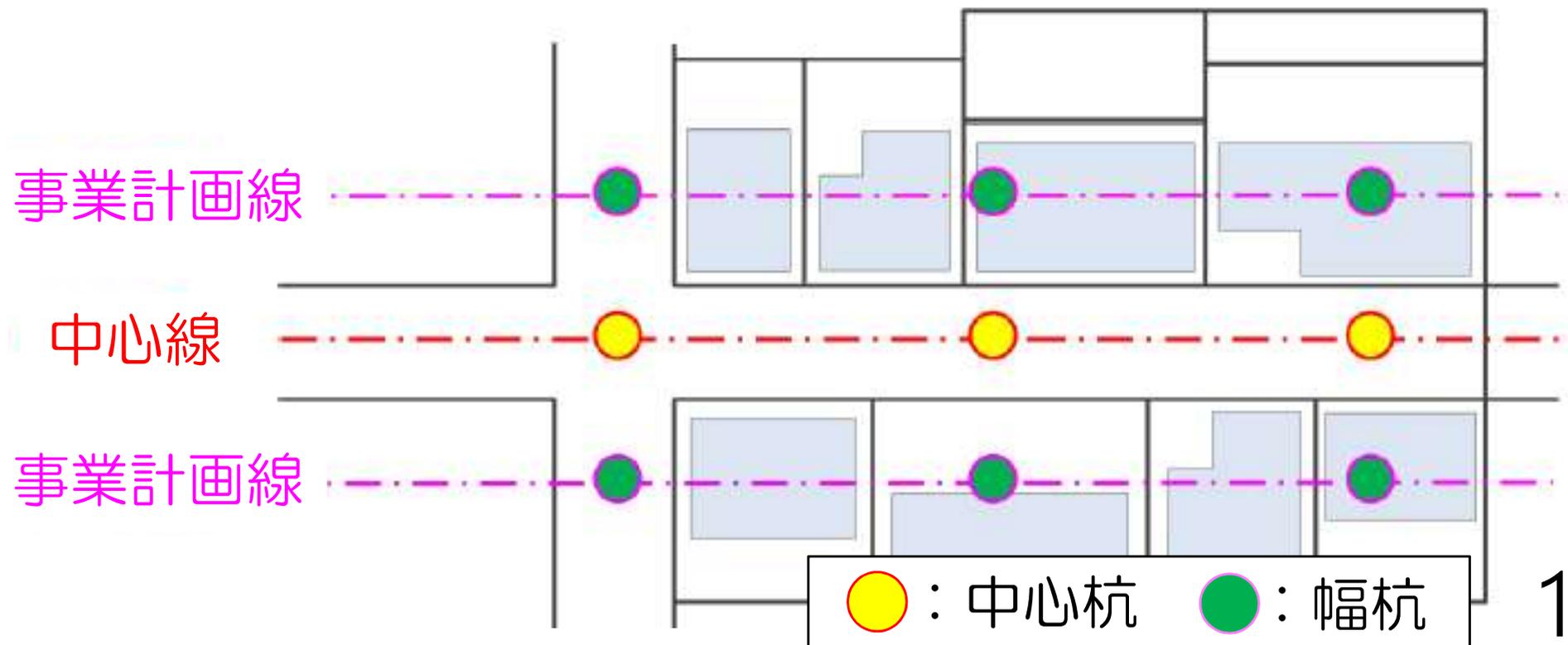
⑨

供用の開始

# ※現況測量について

現況測量は、皆様の土地や建物と事業計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

このため、皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などの測量をさせていただきます。

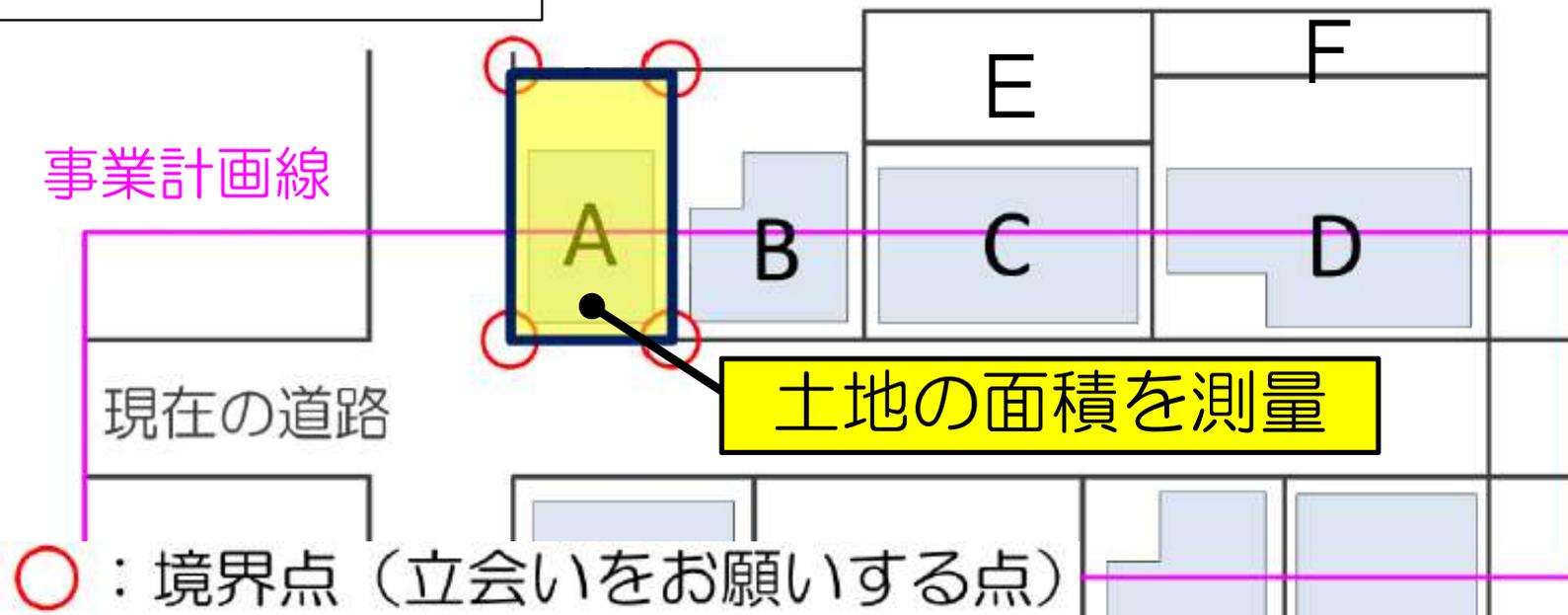


# ※用地測量について

用地測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。

このため、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の測量を行います。

Aさんの場合の例



### ③建物等の物件調査

建物や工作物などの移転や，撤去に伴う補償を適正に算定するために、建物等の物件調査を実施いたします。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	用地確定 (丈量図の作成)	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	交渉と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	工事着手	供用の開始

## ④土地買収価格及び補償金額の算定

土地買収価格や建物等の移転や撤去に伴う費用等について、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算定いたします。



- |        |                  |              |                     |       |                  |               |      |       |
|--------|------------------|--------------|---------------------|-------|------------------|---------------|------|-------|
| ①      | ②                | ③            | ④                   | ⑤     | ⑥                | ⑦             | ⑧    | ⑨     |
| 事業内容説明 | 用地確定<br>(丈量図の作成) | 建物等の<br>物件調査 | 土地買収価格及び<br>補償金額の算定 | 交渉と契約 | 所有権移転登記<br>及び支払い | 建物等の<br>移転・撤去 | 工事着手 | 供用の開始 |

## ⑤交渉と契約

算定した補償額に基づいて交渉を行い、話し合いが整いますと、契約の締結を行います。



①

事業内容説明

②

用地確定  
(丈量図の作成)

③

建物等の  
物件調査

④

土地買収価格及び  
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記  
及び支払い

⑦

建物等の  
移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

## ⑥所有権移転登記及び支払い

契約締結後に、所有権移転登記を行います。補償金等は、契約締結後に前払金、建物移転・撤去完了後に残金をお支払いします。



①

事業内容説明

②

用地確定  
(丈量図の作成)

③

建物等の  
物件調査

④

土地買収価格及び  
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記  
及び支払い

⑦

建物等の  
移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

## ⑦建物等の移転・撤去

契約締結後に、当該土地内にある建物等の物件について、所有者が移転・撤去を行います。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	用地確定 (丈量図の作成)	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	交渉と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	工事着手	供用の開始

## ⑧⑨工事着手及び供用の開始

工事に着手し、道路が完成した後、  
関連する法令等の手続きを行い道  
路を開通（供用を開始）します。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	用地確定 (丈量図の作成)	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	交渉と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	工事着手	供用の開始

## 6. 事業認可（制限・制度等）

### ○建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等には許可が必要となります。

### ○土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、事前に大阪府への届け出が必要となります。

※届け出なく売買を行った場合などは、

50万円以下の過料があります。（都市計画法第95条）

### ○土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地では、大阪府に対して当該土地を時価で買い取る請求ができます。

### ○土地等の収用（都市計画法第70条）

土地収用法に基づく収用権が付与されます。

# 《お問い合わせ先》

大阪府 枚方土木事務所

【**事業** に関すること】

建設課 門真工区

TEL：072-820-0851

【**用地** に関すること】

建設課 用地グループ

TEL：072-844-1331